



令和 7 年 5 月 1 5 日
群馬県教育委員会事務局
生涯学習課青少年教育係
電話：027-226-4668 (内 4668)

自動車検査証の有効期限を過ぎた車両の使用について

群馬県青少年会館の指定管理者である（公財）群馬県青少年育成事業団（以下「事業団」という。）において、指定管理業務で使用する群馬県所有の車両について、自動車検査証の有効期限が過ぎた状態で使用していたことが判明しました。

このような事態を招いてしまったことを深くお詫びするとともに、今後、同様の事態が発生しないよう管理・監督を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

事業団が指定管理業務で使用する群馬県所有の車両について、事業団職員が自動車検査証の有効期限を確認したところ、令和 7 年 4 月 2 7 日（日曜日）に有効期限を迎えていたにもかかわらず、継続検査を受検していなかったものです。

本件が判明した 5 月 1 4 日（水曜日）までに、計 1 0 回（走行距離：9 4 km）、公道を走行しており、同日に所轄警察署に報告しました。

なお、当該車両については、事業団において直ちに是正措置を講じています。

2 今後の対応

県教育委員会事務局においては、指定管理者に対し、点検スケジュールの確認を含む管理車両の適正な管理の徹底等について再度指導・監督してまいります。

※参考：公益財団法人群馬県青少年育成事業団

住 所 前橋市荒牧町 2 番地 1 2

連絡先 0 2 7 - 2 3 4 - 1 1 3 1